

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 63 年 8 月及び同年 9 月

当時、国民年金保険料の納付等については、すべて妻が行っていた。妻の性格から申立期間の保険料を納付しなかったということは考えられない。妻は 24 年前に突然亡くなったため聞くこともできないが、必ず払っていると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間は 2 か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き昭和 49 年 4 月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は納付日が確認できる申立期間②を除く昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、毎月納付期限内に納付していることが確認でき、申立人は申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻についても、申立期間の保険料は未納である。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、

夫婦連番で、昭和 51 年 1 月に払い出されており、申立人の妻は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料の一部は時効であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付できる時期ではない上、過年度納付が可能な昭和 49 年度については、社会保険庁の保管する特殊台帳に、納付書が発行され過年度納付した記録はあるものの、48 年度にはそのような記録は無く、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが自然である。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 63 年 8 月及び同年 9 月については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年12月までの期間、63年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であり、また、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から42年6月まで
② 昭和42年7月から48年12月まで
③ 昭和57年1月から同年3月まで
④ 昭和63年5月及び同年6月

私は、昭和39年※月に婚姻し、夫と共に義父母が経営していたB業に従事していた。義父母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①については、義母が私の夫の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

また、申立期間②及び③については、昭和42年7月ごろ、私たち夫婦は、A市C区でB業を自営したのを機に同区に転居し、夫が同区役所で転居に伴う諸手続を行い、国民年金保険料は、夫が自身の保険料と一緒に納付してくれていた。夫は、この期間の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私のみ未納とされていることに納得できない。

さらに、申立期間④についても、国民年金保険料を納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和46年4月から48年12月までについては、申立人は、申立人の夫が区役所で諸手続を行い、国民年金保険料を納付してくれ

ていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号簿払出簿により、A市C区で49年1月に払い出されていることが確認でき、特殊台帳により、申立人に国民年金手帳が交付されたのは、48年12月20日であることが確認できることから、申立人の夫が、この日に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、当時、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、現年度保険料を収納の上、さかのぼって納付することが可能な過年度分の国民年金保険料についても、最長で2年度分の国庫金納付書を作成し、納付勧奨を行うのが通例であったことが確認できるほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料は納付済みである上、昭和36年度を除き国民年金加入中の保険料はすべて納付済みであり、昭和38年4月から45年4月までは、保険料を前納しているなど、保険料納付意識は高かったものと考えられ、A市の納付勧奨を受けた申立人の夫は、申立人の当該期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

さらに、申立期間③については、申立人とその夫は、昭和53年5月から国民年金付加保険料の納付を開始し、保険料を納付したとする申立人の夫は、当該申立期間については、納付済みである上、社会保険事務所が保管している特殊台帳により、当該期間について、申立人が付加保険料納付辞退の申出も行われていないことが確認でき、申立人からも、当時、経営面でも家計面でも安定した状況の中で、生活面で大きな変化はなかったとしていることから、申立人の夫は、申立人の当該申立期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

加えて、申立期間④については、A市が保管している国民年金収滞納リストでは、当該申立期間は未納となっていることから、現年度納付は行われなかったことが確認できるが、昭和63年7月分を過年度納付していることが、社会保険庁のオンライン記録で確認でき、同月分のみ納付し、直前の申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのは不自然である。

一方、申立期間①及び②のうち、昭和42年7月から46年3月までについては、申立人は、申立人の義母若しくは申立人の夫が、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の夫が、申立人の国民年金に加入手続を行ったと考えられる上述の48年12月の時点では、当該申立期間は、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の義母若しくは申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申

立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年12月までの期間、63年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月まで

私の国民年金について、社会保険事務所に照会したところ、昭和 45 年 11 月から 46 年 1 月までについては、A市の被保険者名簿に納付の事実が記録されていたことから納付記録が訂正された。

申立期間についても、母親が市役所で加入手続を行い、国民年金保険料は自宅に来る集金人に納めていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 4 月に払い出されていることが確認でき、このころに、申立人の母親は申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、国民年金に加入しながら、保険料を納付しないまま放置していたとは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間について、申立人の母親が市役所で加入手続を行い、保険料は自宅に来る集金人に納めていたとする申立人の申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間後の昭和 45 年 11 月から 46 年 1 月までについては、申立人の社会保険事務所に対する国民年金記録照会により、A市が保管している国民年金被保険者名簿から、納付の事実が判明し、平成 20 年 4 月 25 日に納

付記録の訂正が行われているなど、申立人に係る行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年12月から15年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月1日から18年2月1日まで

A社に平成3年7月1日から18年2月1日まで正社員として勤務していたが、14年12月ごろから受け取っていた給与額に較べて厚生年金保険の標準報酬月額が違うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のA社に係る標準報酬月額の記録について調査したところ、当時の被保険者数は8人であり、そのうち役員1人については平成11年10月に標準報酬月額が引き下げられ、申立人を含む他の7人については、14年12月1日に月額変更届により標準報酬月額の引き下げが行われていたことが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、厚生年金保険料率の改定があった月の保険料が翌月から控除されていることが確認でき、同明細書では平成15年1月から同年4月までの給与について、厚生年金保険料は41万円の標準報酬月額に基づき控除されていることが確認できる。

したがって、申立人は、申立期間のうち平成14年12月から15年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、平成 15 年 4 月から 18 年 1 月までの期間については、申立人が所持する 15 年 5 月から 17 年 12 月までの給与明細書によると、厚生年金保険料については 20 万円の標準報酬月額に基づいた保険料の控除がされ、申立人の主張する標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所の 8 人のうち 7 人については、申立人と同様に、平成 14 年 12 月 1 日に標準報酬月額の引き下げが行われていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出をしたことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月26日から同年11月24日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入期間になっていることが分かった。この期間は、新たに設立した株式会社B（現在はC株式会社）に勤務するまでの間、A株式会社に役員として継続して勤務しており、途中で未加入期間があることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社勤務当時に新たに設立された同社の関連会社である株式会社B（現在はC株式会社）に移籍するまでの間、申立期間の前後も途切れることなく勤務していた旨の供述を複数の元従業員がしていることから、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年11月24日にA株式会社から株式会社Bに移籍）、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の給与事務担当者は「株式会社Bが設立された当初は従業員がいなかったため、A株式会社が給与計算等の事務を行っていた。給与が支給されている限り保険料は必ず控除していたので、申立期間にお

いても申立人の給与から保険料を控除していたはずである。」と供述している。

さらに、給与事務担当者は、申立人は当時、当該事業所において役員であったが、社会保険の事務手続については自分が行っており、申立人は同届出については関与していなかった旨を供述しており、申立人も、社会保険の事務手続については担当者が行っていたので不明であると述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年7月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人のほか2人の被保険者が申立人と同様に、A株式会社において昭和39年8月26日に被保険者資格を喪失し、株式会社Bにおいて同年11月24日に被保険者資格を取得していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のA株式会社の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月21日から同年12月3日まで

私は、昭和38年4月10日からA株式会社に勤務し、39年2月11日にA株式会社B工場に転勤となり、同年11月中旬に再度C本社に転勤し、41年8月8日に退職した。

この間毎月途切れることなく厚生年金保険に加入していたのに、社会保険庁の記録では昭和39年11月21日A株式会社B工場喪失、同年12月3日A株式会社資格取得となっており、1か月の空白となっている。1か月の厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及び雇用保険の記録から申立人は昭和38年4月10日から41年8月8日までA株式会社に継続して勤務し（昭和39年11月21日にA株式会社B工場から同社本社に異動）申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が所持している給与明細書及び当該事業所発行の「厚生年金保険標準報酬月額、保険料の変更について」から、厚生年金保険料の控除は翌月控除であったと推認できる。

さらに、申立人が所持している昭和39年12月分の給与明細書から申立

人が同年 11 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書の保険料控除額及び社会保険事務所の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案 799

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA株式会社における資格喪失日は、昭和40年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和39年6月から40年6月までの標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月4日から40年7月1日まで

A株式会社に昭和38年3月26日から40年7月1日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、39年6月4日に厚生年金保険被保険者資格が喪失しているとの回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失年月日欄には、申立人が昭和39年6月4日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが記載され、全喪年月日欄にも、当該事業所は、同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされたことが記載されているものの、同年6月までの間に当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる申立人を含む被保険者について、同年6月2日又は同年6月4日付けで被保険者資格を喪失し、当該喪失に係る届出については、約1年後の40年6月になってから行われたと記録されており手続に不自然さがみられる。

また、これらすべての被保険者について、資格喪失日より後の昭和39年10月に標準報酬月額の改定が行われた記録があるほか、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には40年3月20日付けで厚生年金保険被保険

者資格を取得した被保険者が7人記録されていることから、39年6月4日の時点においては、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和39年6月4日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、40年7月1日であると認められる。

また、昭和39年6月から40年6月までの標準報酬月額については、39年5月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 48 年 3 月まで

私の父親が、昭和 40 年 9 月に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を払ってくれていた。結婚を機に国民年金保険料は自分で払うようになり、今日に至っているが、父親からは 20 歳から国民年金に加入し、保険料は支払っていると聞いていた。納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和 40 年 9 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、48 年 5 月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人は、昭和 48 年 5 月 4 日に初めて発行された国民年金手帳を所持しており、この手帳は昭和 48 年度分から作成され、同年度分の国民年金印紙検認記録から検認印が押されていることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の父親が納付したこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の国民年金加入手続は、母親が行い、国民年金保険料も母親が確実に納めてくれていた。当時は集金人に 3 か月に 1 回、300 円ずつ納付し、3 cm 四方の領収書をもらっていたことを覚えている。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 11 月に払い出されており、申立人は同年同月 13 日に発行された国民年金手帳を所持しているが、この年金手帳を見ると、申立期間の保険料を納付したことを示す検認印は全く認められず、申立人は申立期間の保険料を現年度納付しなかったものとみるのが自然であり、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人は、申立人の母親が集金人に申立期間の国民年金保険料を納付する際、領収書をもらっていたとも主張しているが、当時、A 市では、集金人による保険料の収納は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する方法によって行われていたことが確認でき、申立内容とは相違する。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人若しくは申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当

者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の国民年金加入手続は、義母が行い、国民年金保険料も義母が確実に納めてくれていた。当時は集金人に3か月に1回、300円ずつ納付し、3cm四方の領収書をもらっていたことを覚えている。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年11月に払い出されており、申立人は同年同月13日に発行された国民年金手帳を所持しているが、この年金手帳を見ると、申立期間の保険料を納付したことを示す検認印は全く認められず、申立人は申立期間の保険料を現年度納付しなかったものとみるのが自然であり、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人は、申立人の義母が集金人に申立期間の国民年金保険料を納付する際、領収書をもらっていたとも主張しているが、当時、A市では、集金人による保険料の収納は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する方法によって行われていたことが確認でき、申立内容とは相違する。

さらに、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人若しくは申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当

者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月まで
亡くなった父親が、常に、私には 20 歳から、国民年金保険料を納付していると話していたのを記憶しており、未納であるのは納得できない。私の旧姓と生年月日が同じである A 市の「B」さんの記載間違いではないかとも思われるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 11 月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の兄及び兄の妻も、申立人と同様に昭和 43 年 4 月から国民年金保険料の納付が開始されていることが、社会保険庁のオンライン記録において確認できることを踏まえると、申立人の父親は、申立期間の保険料の納付をしなかったとみるのが相当である。

さらに、申立人の父親が、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人は、婚姻前の氏名の読み方及び生年月日が同じである被保険者記録を、申立人自身の納付記録ではないかともしているが、納付記録の管理は記号番号で行われるものであり、この被保険者の国民年金手帳記号「C」は、D社会保険事務所管内で払い出されるものであることから、当時、同社会保険事務所管内ではないE市F区に居住していたとしている申立人の記録と認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1137

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月まで
会社を退職した昭和 39 年 5 月ごろ、区役所からの訪問があり、国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してきたが、まとめて納付した記憶もある。未納のままにしておくはずがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 39 年 5 月ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と共に 42 年 3 月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、一緒に国民年金に加入したと推認される申立人の夫も申立期間は未納であるなど、申立内容は不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 55 年 9 月まで
申立期間当時、生活が苦しく、国民年金保険料の納付が困難なため免除を申請していた。60 歳になるまで全期間免除申請していたので、記録上、免除が昭和 55 年 10 月からというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳になるまでの国民年金加入全期間の国民年金保険料を免除申請していたので、申立期間についても免除申請していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、保険料の申請免除は、申請のあった日に納付期限が経過していない月から納付を要しないものとされていることから、申立人は、申立期間の保険料免除申請を行うことはできなかつたものと考えられる。

また、申立人夫婦は、A 市が保管している国民年金収滞納リストに昭和 55 年 10 月から申請免除の記録があることが確認でき、上記の事実とも符合する上、社会保険事務所が保管している特殊台帳の記録とも一致していることから、申立人夫婦が国民年金保険料免除申請を行ったのは、同年同月分からであるとみるのが相当であり、ほかに申立人について申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、昭和48年4月から55年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から48年3月まで
② 昭和48年4月から55年9月まで

私は、会社を退職後、申立期間①については、親と一緒に国民年金保険料を納付しており、父親は昭和36年4月から60歳まで納付済みである。申立期間②については、48年4月に結婚してからは、夫と一緒に免除申請していたので、記録上、免除が55年10月からというのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年12月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点において、当該申立期間は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人若しくは申立人の父親が当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は、申立人の夫と一緒に国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、上記のとおり、申立人夫婦は、昭和 55 年 12 月ごろに国民年金に加入したものと推認され、保険料の申請免除は、申請のあった日に納付期限が経過していない月から納付を要しないものとされていることから、申立人は、申立期間②の保険料免除申請を行うことはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人夫婦は、A市が保管している国民年金収滞納リストに昭和 55 年 10 月から申請免除の記録があることが確認でき、上記の事実とも符合する上、社会保険事務所が保管している特殊台帳の記録とも一致していることから、申立人夫婦が国民年金保険料免除申請を行ったのは、同年同月分からであるとみるのが相当であり、ほかに申立人について申立期間②の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について、申立期間①の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 47 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 47 年 12 月まで

私は、昭和 48 年 2 月ごろ、義姉に勧められ A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。27 歳ごろ (49 年 5 月 5 日から 50 年 5 月 4 日までの間) に国民年金保険料を一括してさかのぼって納付できることを知り、20 歳までさかのぼって約 3 万円の保険料を集金人に納付した。私は、独身時代に厚生年金保険加入期間があることを約 10 年前に知ったが、国民年金の保険料を 20 歳にまでさかのぼって納付しているので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 2 月ごろ、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については申立人が 27 歳ごろに、20 歳までさかのぼって集金人に納付したと主張している。しかし、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 3 月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持している国民年金手帳では国民年金被保険者の資格取得日は同年 1 月 1 日と記載されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、仮に、申立人が主張するように申立期間の国民年金保険料を特例納付する場合、集金人は国庫金である特例納付の保険料を収納することはできない上、申立人が申立期間の保険料について特例納付した場合の保険料総額

は、申立人が納付したとする保険料額と大きく相違している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 49 年 3 月まで

昭和 40 年当時、私は、厚生年金保険に加入していたが、その当時居住していた A 市の職員が、国民年金の加入率を高めるため、本人の意思確認を行うことなく、母親に私の国民年金加入を勧めたため、母親が、40 年 6 月に私の国民年金加入手続を行い、同月の国民年金保険料から集金人に納付してくれていたことを覚えている。

平成 4 年に再発行された年金手帳にも、昭和 40 年 6 月に国民年金の被保険者資格を取得していることが明記されており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかないため、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、A 市において昭和 40 年 6 月に申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、49 年 10 月に B 市で払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、同市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、「受付年月日、49 年 7 月 29 日」と記載されていることが確認できることから、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられる上記の時点では、申立期間の大部分は、既に時効により納付できない期間であり、申立期

間の国民年金保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、申立人が所持している年金手帳の国民年金の欄に、「初めて被保険者となった日」として「昭和 40 年 6 月 1 日」と記載されているのは、申立人が B 市において国民年金加入手続を行った際、同市が、昭和 40 年当時に申立人が居住していた A 市において、申立人の国民年金保険料が納付されている事実を確認したことによるものであるとも主張しているが、上述のとおり、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、49 年 10 月に B 市において初めて払い出されていることが確認できる上、申立人が当時居住していた A 市において、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められず、B 市が保管している国民年金被保険者名簿には、50 年 12 月 8 日の過年度納付により納付済期間となっている昭和 48 年度（厚生年金保険との重複のため平成 13 年 2 月 16 日に還付済み）を除き、申立期間は未納と記載されているなど、申立内容とは符合しない。

なお、「初めて被保険者となった日」とは、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日を示すものであり、このことをもって申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみることはできない。

加えて、申立人若しくは申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、A 市役所 B 支所や C 農協で納付していた記憶があり、資格喪失手続を行った覚えはなく、未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付しており、資格喪失の手続を行った覚えもないと主張しているが、A 市が保管している国民年金被保険者名簿によれば、昭和 59 年 4 月 25 日に喪失の申出を行い、同日に資格を喪失した旨の記載があることから、申立人は、この日に、任意被保険者資格喪失の届出を行ったものと考えられる。その後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者になるまでの間、申立人が国民年金に加入した記録は無く、このことは、申立人が所持している年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月ごろから 32 年 12 月ごろまでの期間のうちの約 10 か月間
② 同約 1 年間
③ 同約 10 か月
④ 昭和 33 年 3 月ごろから同年 12 月ごろまでの期間のうちの約 10 か月間
⑤ 同約 6 か月間
⑥ 同約 6 か月間

私は、昭和 30 年 5 月ごろから 32 年 12 月ごろまでの期間のうち、A 株式会社に約 10 か月、B 株式会社に約 1 年、C 株式会社に約 10 か月、そして、昭和 33 年 3 月ごろから同年 12 月ごろまでの期間のうち D 株式会社に約 10 か月、E 株式会社 F 工場に約 6 か月、G 社に約 6 か月の申立期間に、それぞれの事業所で臨時や季節労働者として働いていたが、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、被保険者記録が無いとの回答を受けた。中学校を卒業後ずっと働いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はすべての申立期間において臨時か季節労働者として働いたと述べている上、申立期間及び申立事業所名を明確に記憶しておらず、当時の事業主や同僚の氏名についても記憶していない。

申立期間①について、申立人が勤務していたとする A 株式会社は社会保険

庁の記録では適用事業所としての記録が確認できない。

また、法人登記簿においても該当事業所がないため、事業所としての実態が確認できない。

なお、類似事業所名のH工場（現在は、株式会社I）について調査したところ、同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は昭和34年6月1日である上、事業主の家族に照会したところ、同社は申立人が述べている所在地等から判断すると申立てに該当する事業所ではなく、申立人のことは分からない旨の供述をしている。

これらのことから、A株式会社について事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

申立期間②について、B株式会社に照会したところ、現在の人事担当者は、当時の資料は保管しておらず、当時の臨時及び季節労働者の取扱いについては不明としており、申立人の勤務時期、勤務状況等については分からない旨の供述をしている。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ申立期間に申立人の氏名の記載は無い。

申立期間③について、社会保険庁の記録では、申立人が勤務していたとするC株式会社の名称で、J県下に2か所の適用事業所がみられるが、この2か所の事業所の所在地は申立人が主張するK市ではなく、申立てに係る適用事業所としての記録は確認できない。

また、法人登記簿においても申立てに係る事業所が見当たらないため、事業所が特定できず、同事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の上記の両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の氏名の記載は無い。

申立期間④について、D株式会社に照会したところ、事業所の関係者は、元役員も既に亡くなっており、当時の関連資料も残っていないため申立てに係る事実を確認できず、申立人についても分からない旨の供述をしている。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑤について、E株式会社に照会したところ、現在の人事担当者は、当時の資料は保管しておらず、当時の臨時及び季節労働者の取扱いについては不明としており、申立人の勤務時期、勤務状況等については分からない旨の供述をしている。

また、社会保険事務所の記録によると同社F工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年11月1日からであり、それ以前の申立期間において当該事業所が適用事業所であった記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い。

申立期間⑥について、社会保険庁の記録によると、G社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、法人登記簿においても、該当事業所がないため、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から27年5月31日まで

私は、申立期間に、株式会社Aに勤務していた。社会保険事務所の年金記録によると、申立期間は、厚生年金保険に加入していないことになっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の供述及び申立人が記憶している同僚の氏名が社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していた可能性が認められる。

同社は、法人登記簿上昭和49年10月1日に解散しているが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所として現在まで継続して存続しているため、同社に照会したところ、同社からは当時の資料は保管しておらず当時のことは不明である旨の回答があり、同回答及び当時の従業員によると、元事業主等役員は既に死亡しており、当時の担当者も不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が、申立期間に株式会社Aに勤務していたことについては、申立人の夫以外の当時勤務していた従業員24人のうち、所在が確認できた9人に照会を行ったものの、申立人の氏名を記憶している者はおらず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

さらに、当時申立人と同じ部署に勤務していた者についても、入社日より6か月後に被保険者となっていることが確認でき、他の従業員からも入社から半年後に厚生年金保険に加入となった旨の供述があったことから、当時、当該事業所においては、必ずしも入社日と同日で厚生年金保険の加入届を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号にも欠番は見られないため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 21 日から 50 年 2 月 28 日まで

A合資会社がB（地域）にボウリング場を開業するに伴い、それまで勤めていたC株式会社が運営するボウリング場から引き抜かれて、D株式会社Eボウルに移ったが、厚生年金保険が未加入となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするD株式会社Eボウルは、元事業主の供述から当時の事業所名が、F株式会社（現在は、G株式会社）であったと考えられ、申立人の雇用保険の記録にある事業所について事業所名は特定できないものの当該事業所の所在地を管轄する職業安定所が確認できるため、同記録から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録を調査したところ、D株式会社及びF株式会社いずれの事業所名においても、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、F株式会社の当時の事業主は、厚生年金保険への事業所の加入は、当該事業所の支配人に任せていたので詳しくは分からないが、加入手続きをしていなかったのではないかと供述している。

さらに、F株式会社の事業主は、関連会社であるA合資会社の事業主と同じであるため、A合資会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間において、申立人及び申立人が同僚としている者の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 803

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 9 月 30 日まで

A地方簡易保険局（現在は、株式会社B）に採用された昭和 44 年 12 月に、同保険局の臨時補充員であった申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間になるという話を聞いたことを憶えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A地方簡易保険局の発行する「在籍証明書」及びC共済組合が保管している「人事録」により、申立人は、申立期間において臨時補充員としてA地方簡易保険局に勤務していたことは認められるが、同保険局及び同共済組合に照会したところ、申立期間当時における賃金台帳等の関連資料は保管されていないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人が当時臨時補充員として勤務していたと記憶している同僚の氏名、及び当該同僚が臨時補充員であったと供述している同僚の氏名についても、社会保険事務所の保管するA地方簡易保険局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されておらず、昭和 35 年から 48 年の間は二人の記載があるのみで、申立期間当時、申立人を含む臨時補充員については、厚生年金保険の加入手続が行われていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 46 年 11 月 29 日まで

申立期間はA株式会社B撮影所と専属契約を結び、毎月1万5,000円の給与を受取り、400円から800円の厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する元同僚等の供述及び元同僚の保管するA株式会社の昭和42年度の社員名簿から、申立人がA株式会社B撮影所において専属俳優として契約し働いていたことは推認できるが、勤務期間については、上記元同僚等の記憶も明確ではない上、上記元同僚の保管するA株式会社の昭和45年6月1日現在の社員名簿には申立人の氏名の記載が無いことから、同B撮影所において申立人が勤務していた正確な期間は特定できない。

また、申立期間当時のA株式会社の事業主及び申立人の記憶する同B撮影所長は共に既に亡くなっており、同B撮影所C課長は所在不明であり、同B撮影所も既に解散しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、複数の元同僚が、社員契約の俳優は厚生年金保険の対象であったが、本数契約の専属俳優は厚生年金保険の対象外であった旨供述しているほか、社員契約の俳優として当初の一定期間において厚生年金保険の被保険者記録のある元同僚は、本数契約の専属俳優に契約変更となった時期以降、国民年金に加入し国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、この同僚と同様に本数契約の専属俳優であったと考えられる申立人については、厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が同時期においてA株式会社B撮影所と専属俳優契約をしていたと記憶する二人の同僚のうち、一人は申立期間における同B撮影所に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することができず、他の一人は所在不明であるため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、社会保険事務所の保管するA株式会社及び同B撮影所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険証の番号は連続しており、欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 27 日から 33 年 3 月 1 日まで
(株式会社A)
② 昭和 33 年 12 月 15 日から 39 年 9 月 1 日まで
(B株式会社)

私は、脱退手当金を受給した記憶はない。また、脱退手当金の裁定請求に関する書類を情報公開請求したところ、B株式会社を退職後5年も経ってから請求したことになっており、不自然であるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年1か月後の昭和44年9月24日に支給決定されているのは不自然であると主張しているが、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、小切手交付済の押印が有るとともに、同請求書の「払渡希望の銀行名又は郵便局名」欄には、申立人の当時の住所地の近くにある「C郵便局」の記載が有る上、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳にも、小切手交付済の押印が有ることから、国庫金送金通知書により、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金裁定請求書には、申立人の退職所得の源泉徴収票が添付されている上、同様に添付されている「厚生年金保険被保険者記録(回答)」には、「受付昭44.8.19」の押印及び小切手交付済の押印が有り、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 806

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 16 日から 43 年 12 月 21 日まで
申立期間については、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理する申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 A」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 2 月 28 日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した年月日である「回答済 44. 2. 3」が記録されている。

また、申立人の被保険者原票の前後で管理されている女性のうち、昭和 36 年 4 月以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者で脱退手当金の受給資格がある 51 人の支給記録を確認したところ、41 人が受給しており、その 41 人の支給記録をみると、39 人が資格喪失日から約 1 か月から 6 か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされたものと考えられ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 9 月 16 日まで
A株式会社B工場に勤めていた期間について、脱退手当金を受給したこととされているが、受け取った記憶はないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有り、被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されている頁と前後 11 頁に記載されている女性のうち「脱手」の表示が有るのは申立人を含め 5 人みられるが、5 人全員が脱退手当金を受給していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 12 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見られるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 808 (事案 278 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 15 日まで
(A株式会社)
② 昭和 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 21 年 6 月 3 日から 23 年 8 月 25 日まで
(A株式会社)
④ 昭和 23 年 10 月 10 日から 24 年 1 月 20 日まで
(C株式会社)
⑤ 昭和 24 年 1 月 4 日から 33 年 1 月 6 日まで
(有限会社D)

私は、前回、第三者委員会に申し立てる前に事業主に代理請求は行っていないことを確認していたが、通知文では代理請求を行っていたこととなっているので、事業主に再確認したところ「再調査があれば代理請求していないことを説明する。」との回答を得た。

また、当地域の当時の習慣として、引き続き勤める場合も勤務年数に応じてタンスや鏡台などの嫁入り道具を事業所が贈っていたし、退職時期が通算年金制度創設前であるとの、一般的な状況をもって、私の脱退手当金が支給されているとする理由にはならない。

さらに、社会保険事務所の事務手続のミスや事業主が着服した可能性も否定できない。再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間に係る申立てについては、請求期間の最終事業所では、申立人が勤務していた当時、女子従業員が結婚のために退職する場合、事業主が脱退手当金を代理請求し、事業主が若干の祝い金を上乘せして、現物支給する慣行があったと回答しているとともに、申立人の脱退手当金が支給された昭和33年当時は、通算年金制度創設前であることから、申立人について脱退手当金が請求されていることに不自然さはないことがないこと、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てを受けて、改めて現在の事業主から聴取したところ、事業主からは当時の慣行を述べたものであり、結婚後に退職した申立人については、どのような対応を取ったのかについての具体的記憶は無いとの供述が得られた。

しかし、E県F部G課には、最後の資格喪失の日が昭和32年10月1日以前である者については、厚生年金保険被保険者台帳(以下「台帳」という。)が保管されていることから、当該事業所における申立人と被保険者資格の喪失時期が比較的近く脱退手当金が支給済みとなっている5人について、台帳の記載内容を確認したところ、台帳に記載されている5人の脱退手当金の支給金額、支給年月日、支給期間は社会保険庁のオンライン記録に一致していることを踏まえると、最後に勤務していた事業所の資格喪失日が33年1月6日である申立人については、台帳が保管されていないものの、申立人についても同様に脱退手当金が支給された蓋然性が高く、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。